

(設置)

第1条 本町が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する「公の施設」をいう。)の指定管理者を公平かつ適正に選定するため、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、みなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第61号)第4条に規定する指定管理者の選定について、助言若しくは意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、識見を有する者2人を含め、10人以内で組織する。

(平18訓令4・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員会の会議は、公開しない。

4 何人も、委員会の会議内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(平19訓令22・平28訓令4・令5訓令1・一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第22号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。